

平成16年11月16日
監 査 事 務 局

問 い 合 わ せ 先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7011

私立学校経常費補助金を減額せずに交付したこと等を違法・
不当として補助金の返還を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員	新 藤 義 彦
同	小 林 正 則
同	三 栖 賢 治
同	筆 谷 勇

第 1 請 求 の 受 付

1 請 求 人

世田谷区 後 藤 雄 一

2 請 求 書 の 提 出

平成16年9月17日

3 請 求 の 内 容

(1) 主 張 事 実

ア 都は、生活文化局私学部の担当により、私学に補助金による私学助成を行っている。

サンデー毎日8月29日号は、「江戸川学園の217億円の株取引、15億円の損失」との見出しで、学校法人江戸川学園に関する事件を報道した。

イ この事件は、記事中の「学園理事長が答える」に要点が書かれているので抜粋すると、「事の発端は、江戸川女子高校の事務長が、旧あさひ銀行のエレクトロバンキングというコンピュータを使った電子取引機能を使って、15億円ほどの損害を出したこと。これが平成13年5月の理事会で問題になった。

投資の目的は、運用で稼ごうとしたことだった。以前から投資を続け、それまではずっと黒字だった。

ところが、平成10年インドネシアの外債を3億円ほど購入した。翌年度、公認会計士から「これはデフォルトで価値がない」との指導を受け、約3億円の損失を出した。

そこで、本人が何とか取り戻さなければいけないと思ったようで、現物株に手を出してしまい、平成12年12月の決算には約11億円の含み損を出してしまった。

(延べ217億円という投資額は)平成3年以降の資金収支の累計金額がそれ位になるだろうと思う。」と書かれている。

ウ 上記記事の中で注目するのが、「平成10年インドネシアの外債を3億円ほど購入した。翌年度、公認会計士から「これはデフォルトで価値がない」との指導を受け、約3億円の損失を出した。」の部分である。

つまり、平成11年度(平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)の本件補助金申請書類には、株取引、3億円の損失について一言の記載もない。

エ また、「そこで、本人が何とか取り戻さなければいけないと思ったようで、現物株に手を出してしまい、平成12年12月の決算には約11億円の含み損を出してしまった」と書かれているように、公認会計士が指摘したにもかかわらず株取引を続け、損失が拡大した(平成12年度の申請書には、株取引のことが書かれていると想像する)。

オ 請求人の手元に、匿名で、「学校法人江戸川学園に関する監査意見書(以下「本件監査意見書」という。)」が送られてきた。

本件監査意見書には、

「作成年月日……平成12年5月18日

有価証券 ……平成12年3月31日現在、有価証券残高10億4,409万円程度(インドネシア債を除く)

……平成12年4月末日現在、有価証券残高21億4,997万円程度

コメント ……有価証券の売買についてかなり頻繁に行われており、その投資・売却も多額にわたり、学校法人の管理運営について重要な影響を与えている。また、所定の承認・りん議を経ておらず、責任問題に発展するものと考えられる。

貴学園の予算編成を見ると、多額な現預金を保有しており、一方、減価償却累計が35億円に対して、何ら引当特定資産を有しておらず、また、退職負債約6億円（それぞれ平成11年度末現在でいまだに未確定）に対しても、ほとんど引当特定資産を有していない。

予算編成による特定資産の留保がないため、資金運用は、前記のような乱脈さを黙認する結果になる。他の大学法人では考えられないことである。

貴学園の内部統制制度は、前記のとおり適正な運営を欠くものであり、その結果、学園に多大な損失をもたらすものである。」

と書かれている。

カ 都に提出された監査報告書と比べると、

1. 本件株売買は、本件監査意見書のとおり、3億円をインドネシア債に投資し、紙切れ同然になり、3億円の損失を出したにもかかわらず、都に提出した平成11年度の監査報告書には何も記載していない。
2. 以前からの株取引は所定の承認・りん議を経ていない。
3. また、平成11年度末には、有価証券残高10億4,409万円程度を保有しながら、事実を監査報告書に記載していない。
4. 予算編成に特定資産の留保がないため、本件株取引等の乱脈経営に陥ったことが書かれている。

キ 一方、都は、条例・要綱で不正等が行われたときは、補助金取消しも含む対応がとれることとしている。

・東京都私立学校教育助成条例

第6条……（補助金の減額等）

二 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

第9条……（決定の取消し等）

- 1 ……第6条第1項の各号に該当する場合、申請書等に不実の記載をした場合……全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 ……既に助成がされているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

・私立学校経常費補助金交付要綱

第9 ……経常費補助金の減額等

1 学校法人又は私立学校が次の各事項の一に該当する場合は、その状況に応じ、学校別交付額を5割の範囲内で減額して交付することができる。

(6) 学校法人及び私立学校の運営上著しく適正を欠く収入・支出又は財産の運用がある場合

(9) 会計処理の不適正、理事会の決議に違背する等業務執行が著しく適正を欠いている場合

2 学校法人又は私立学校が1の各事項の一に該当する場合において、その状況が著しく補助金交付目的を有効かつ適正に達成することができないと認められるときは、交付しないことができる。

第19 ……決定の取消し等

第20 ……補助金の返還等

ク 措置請求理由

本件株取引及び損失等は、私立学校経常費補助金交付要綱第9 1(6)「著しく適正を欠く収入・支出又は財産の運用がある場合」及び(9)「会計処理の不適正、理事会の決議に違背する等業務執行が著しく適正を欠いている場合」に該当する。にもかかわらず、都は、減額等の措置を行っていないことは怠る事実にあたる。

ケ 本件は、217億円という巨額な株取引を行い、15億円という損失を出した事件である。にもかかわらず、都がペナルティーを課さないことは、補助金行政をゆがめることになる。

コ 期間徒過について

(ア) 請求人は、江戸川学園取手高等学校の父母会の方々が石原知事への告発文を提出された後、本年7月21日、陳情を受けた。

(イ) 請求人は、事実を把握するため本件に関する情報公開請求を行った。しかし、ほとんどが非公開であり、理由は審査基準にあるという。

(ウ) その後、サンデー毎日8月29日号の「学園理事長が答える」の記事により、事実を再認識した。

(エ) サンデー毎日のスクープは3週連続した。

(オ) 江戸川学園が株取引を秘密裏に行い、都が非公開にしている現状では、請求人が相当の注意力をもってしても、本件事実を認識することは困難である。

(カ) 事実を認識し、担当者への聴取、情報公開等で調査をし、知ってから2か

月後の9月17日に監査請求できたのは、相当な期間内に提出したものであり、適法である。

サ 補助金について

補助金の支払は、直近で江戸川女子高等学校が2億7,103万2,000円、同女子中学校が1億549万3,000円である。

(2) 措置要求

ア 江戸川女子高等学校・同中学校から、該当する年度までさかのぼり、補助金の一部を返還させるよう求める。

イ 返還額は、請求人は計算する根拠を持ち合わせていないので、相当額とする。
また、違約加算金10.95%を請求するよう求める。

主張事実のロ及びサは平成16年9月21日に追加提出された。

4 請求の要件審査

本件請求において請求人は、学校法人江戸川学園（以下「本件法人」という。）から提出された平成11年度補助金申請書類に株取引による損失の記載がなかったことなどを理由として、都が平成11年度以降に本件法人に交付した経常費補助金について、東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号。以下「助成条例」という。）第6条により減額して交付決定できるにもかかわらず減額せずに交付したのは違法・不当な公金の支出であり、また、助成条例第9条により交付決定の取消しができるにもかかわらず取消しをせず、返還請求権を行使していないことは、違法・不当に財産の管理を怠る事実にあたると主張しているものと解される。

ところで、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）は、住民監査請求について、財務会計行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは請求することができない、ただし、正当な理由があるときはこの限りでないとしている（第242条第2項）。

平成15年9月16日以前の支出については請求日までに1年を経過しているが、請求人は、正当な理由があると主張しているので、このことについて検討する。

「正当な理由があるとき」の判断は、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ること

ができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（平成14年9月12日最高裁判決）。

請求人は、本件請求にかかる事実関係について、本年7月21日に本件法人取手高等学校父母会から陳情を受けて初めて知ったと主張しているものと解されるが、この時以前に相当の注意力をもって調査すれば知ることができたとする事情は認められない。

また、陳情を受けた時から相当な期間内に請求したことが認められる。

したがって、請求期間を経過したことについての請求人の主張には、法第242条第2項ただし書に定める正当な理由があるものと認められる。

なお、財産の管理を怠る事実は、怠る事実が継続している間は法第242条第2項の期間制限に服しないと解されている。

よって、平成11年度以降に本件法人に交付した経常費補助金にかかる主張は、法第242条第1項所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成11年度以降に本件法人に交付した私立学校経常費補助金を監査対象とした。

2 監査対象局等

生活文化局を監査対象とした。

なお、本件法人に対し、関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申出があったため、実施しなかった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

また、平成16年11月4日に生活文化局職員の陳述の聴取を行った。その際、請求人の立会いを認めた。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 私立学校経常費補助金の概要について

都は、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）、助成条例及び同施行規則（昭和53年東京都規則第82号）に基づき、都内の私立学校に対し、経常費補助金を交付している。

補助金の交付を受ける学校法人の会計処理は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「会計基準」という。）に従わなければならないとされている。

法令等の主な規定は、以下のとおりである。

ア 私立学校振興助成法

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

第14条 補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第1項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。

イ 会計基準

第1条 私立学校振興助成法第14条第1項に規定する学校法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成しなければならない。

2 学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従い、会計処理を行い、計算書類を作成しなければならない。

ウ 助成条例

第3条 都は、私立学校を設置する学校法人に対し、当該私立学校における教育に係る経常的経費について予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲は、東京都規則で定める。

3 前項に定めるもののほか、第1項に規定する補助に関し、補助の算定方法その他必要な事項は、東京都私立学校助成審議会に諮って知事が定める。

第6条 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、第3条第1項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合

二 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

三 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

2 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が前項の各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助金交付の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第3条第1項の規定による補助金を交付しないことができる。

第9条 知事は、助成の決定を受けた学校法人又は当該学校法人の設置する私立学校が第6条第1項の各号の一に該当する場合、申請書等に不実の記載をした場合又は助成の目的、決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合には、その状況に応じ、当該学校法人に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成がされているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

エ 私立学校経常費補助金交付要綱

私立学校経常費補助金交付要綱（昭和53年7月3日付53総学一第198号。以下「本件要綱」という。）は、毎年改正されているが、主な条項については改正されていない。

平成12年度本件要綱の主な規定は、以下のとおりである。

第9 経常費補助金の減額等

1 学校法人又は私立学校が次の各事項の一に該当する場合は、その状況に応

じ、学校別交付額を5割の範囲内で減額して交付することができる。

- (1) 学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法等法令の規定に違反した場合
 - (2) 私立学校法第61条に基づく収益事業の停止命令及び私立学校振興助成法第12条に基づく業務若しくは会計の報告を徴する等の所轄庁の処分に違反し、又は応じない場合
 - (3) 私立学校法により認可された寄附行為に違反した場合
 - (5) 破産宣告を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政状況が極度に窮迫している場合
 - (6) 学校法人及び私立学校の運営上著しく適正を欠く収入・支出又は財産の運用がある場合
 - (8) 役員、若しくは教職員の間、若しくはこれらの者の間又は学校法人と近隣住民等の間において、訴訟係属中その他紛争があり、学校法人の運営の適切な執行を期しがたい場合
 - (9) 会計処理の不適正、理事会の決議に違背する等業務執行が著しく適正を欠いている場合
 - (10) 助成の申請書等に不実の記載をした場合
 - (11) 助成の目的又は決定の内容、若しくはこれに付した条件に違反した場合
- 2 学校法人又は私立学校が前記1の各事項の一に該当する場合において、その状況が著しく補助金交付目的を有効かつ適正に達成することができないと認められるときは、交付しないことができる。

第19 決定の取消し等

- 1 知事は、補助の決定を受けた学校法人が第9 1の各号の一に該当する場合は、その状況に応じ、補助の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第20 補助金の返還等

- 1 第19の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、学校法人に既に補助金が交付されているときは、学校法人は、当該取消額を指定する期日までに返還しなければならない。

(2) 経常費補助金の額の算定について

本件要綱第6によると、私立高等学校・中学校補助金は、学校数、学級数、教職員数及び生徒数に応じて補助する一般補助と、40人学級編成推進など特別の

目的のために補助する特別補助とに分けて算定することとされている。

(3) 本件法人の概要について

本件法人は、江戸川区に江戸川女子高等学校及び江戸川女子中学校（以下「江戸川女子校」という。）を設置するほか、千葉県流山市に江戸川大学、江戸川短期大学及び江戸川大学総合福祉専門学校を、茨城県取手市に江戸川学園取手高等学校及び江戸川学園取手中中学校を設置している。

私立学校振興助成法第2条により、本件法人の所轄庁は文部科学大臣である。

(4) 本件法人に交付した経常費補助金について

都が、江戸川女子校を対象として本件法人に交付した経常費補助金（平成11年度から平成13年度まで）は、表1のとおりである。

なお、都は、これらの経常費補助金の減額及び取消しは行っていない。

（表1）本件法人に交付した経常費補助金（単位：円）

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度
江戸川女子高等学校	265,925,300	254,842,900	279,003,000
江戸川女子中学校	117,709,400	125,341,700	103,772,900
合 計	383,634,700	380,184,600	382,775,900

2 生活文化局の説明

(1) 私立学校経常費補助金について

都においては、私立学校振興助成法を受け、助成条例及び同施行規則を制定し、私立学校経常費補助を実施している。

この補助金は、主として、教育条件の維持向上とともに、私立学校に通う生徒・保護者の経済的負担の軽減等を図るため、公教育を担う学校法人に対して、学校運営に要する経常的経費の一部を補助するものである。対象となる学種は、私立高等学校、中学校、小学校及び幼稚園となっている。

(2) 本件監査請求に係る事実関係について

ア 本件法人に対する経常費補助金の交付状況

都は、本件法人が設置する江戸川女子校に対して、経常費補助金を交付して

おり、平成11年度、平成12年度及び平成13年度において補助金の減額措置をとっていない。

イ 本件法人における有価証券の取引状況

(ア) 平成11年度

本件法人は、平成12年6月末に、平成11年度決算に係る計算書類を都に提出している。

そして、有価証券の損失については、公認会計士等の監査報告書に記載はないものの、平成11年度計算書類の消費収支計算書及び消費収支内訳表の支出の部の中の「資産処分差額」欄には、会計基準に従って、その状況がわかる形で計上されているほか、平成11年度末の有価証券残高についても、平成11年度計算書類の貸借対照表の流動資産の本年度末欄に記載されている。

(イ) 平成12年度

平成13年5月に、本件法人から、都に対して、直接、経過説明と対応方針について、「江戸川女子高等学校事務長が独断で有価証券取引を行い、損失を生じさせたこと、学校法人としては事務長を懲戒解雇し、損害賠償請求をすること、公認会計士の意見に従って保有する有価証券を全て売却する」旨の報告があった。

都は、これに対し、今後の経過を見て判断することになるが、法人が債務超過にでもなれば補助金の減額処分もありうること、また、法人の内部管理の徹底を図ることなどについて嚴重注意を行っている。

その後、本件法人は、平成13年6月末に平成12年度決算に係る計算書類を都に提出している。有価証券の損失については、平成12年度計算書類の消費収支計算書及び消費収支内訳表の支出の部の中の「資産処分差額」欄には、平成11年度と同様、会計基準に従ってその状況がわかる形で計上されていることを確認している。

(ウ) 平成13年度

本件法人は、平成14年6月末に平成13年度決算に係る計算書類を都に提出しており、当該計算書類からは、本件法人が平成13年5月末に都に報告したとおり、公認会計士の意見に従って有価証券を処分していることが確認できる。

(3) 本件監査請求について

ア 補助金交付決定の取消し

助成条例第9条の規定によれば、知事は、助成の決定を受けた学校法人又は当該学校法人が設置する私立学校が、助成条例第6条第1項の各号の一に該当する場合は、その状況に応じ、当該学校法人に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができることとされている。

そして、助成条例及び同施行規則に基づき経常費補助金の交付について必要な事項を定めた本件要綱第9-1の規定によれば、知事は、補助の決定を受けた学校法人が第9-1の各号の一に該当する場合は、その状況に応じ、補助の決定の全部又は一部を取り消すことができることとされている。

イ 本件法人に対する補助金交付決定

都においては、本件法人に対する平成11年度、平成12年度及び平成13年度の各年度の経常費補助金について、それぞれの年度において、下記(ア)から(ウ)に述べる事実を確認した上で減額することなく交付した。

(ア) 平成11年度決算、平成12年度決算及び平成13年度決算に係る各計算書類から、本件法人が有価証券取引に伴う損失について、隠ぺいしたり、都へ虚偽報告をしたりした事実は一切なかったこと。

(イ) 学校法人における有価証券の取引自体は法令で禁止されておらず、法人の裁量に委ねられている。そのため、学校法人として債務超過に陥るなど法人の存立基盤そのものに影響を及ぼすような事態にでもなればともかく、本件法人における有価証券取引に伴う損失の発生という事実をもって直ちに、要綱第9-1(6)に規定する「学校法人運営上著しく適正を欠く財産の運用がある」とはいえないこと。

(ウ) 本件法人における有価証券取引に伴う損失計上は、会計基準に従って処理がなされている。また、引当特定資産とは、将来に向けた機器備品類の購入、施設の拡充や退職金の支払資金を実際に確保するための資金のことで、事前に留保しておくことが望ましいものではあるが、一方で、法人の財政状況を勘案し、日常活動に要する支払資金の円滑を損なうことがないよう総合的に判断した上で、決定するものでもある。そのため、引当特定資産を有していないからといって、会計基準に違反するわけではないこと。

そのため、要綱第9-1(9)に規定する「会計処理の不適正など業務執行が著しく適正を欠いている」とはいえないこと。

ウ 本件措置要求について

以上のことから、都が本件法人に対する平成11年度、平成12年度及び平成13年度経常費補助金について減額して交付決定しなかったことについて、何ら違法又は不当な点はない。

したがって、都は本件法人に対する経常費補助金の交付決定を一部取り消し、補助金の返還を求める必要はないものと考えている。

なお、本件法人は、大学・短大等を設置する学校法人であることから、法人運営全体の所轄庁は文部科学省となるが、文部科学省も、平成11年度、平成12年度及び平成13年度の江戸川大学及び江戸川短期大学に対する補助金の減額を行っておらず、茨城県もこれらの年度において江戸川学園取手中学校及び高等学校に対する補助金の減額を行っていない。

3 判断

本件請求において請求人は、都が本件法人に交付した経常費補助金について、週刊誌の報道や入手した内部文書等により、下記の事実が明らかになったとして、本件要綱に基づき減額又は交付決定の取消しを行い、本件法人にその返還をさせることを求めているものと解される。

1. 有価証券取引による約3億円の損失及び平成11年度末の有価証券残高約10億4,409万円が、都に提出された監査報告書等に記載されていないこと。
2. 株取引が所定の承認・りん議を経ていないことなど内部統制上の問題があること。

そこで以下、このことについて、前記事実関係の確認、生活文化局の説明、関係人調査及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

- (1) 有価証券取引による損失及び有価証券残高が、都に提出された監査報告書等に記載されていないことについて

ア 公認会計士が作成し、本件法人が平成11年度計算書類に添付して都に提出した監査報告書には「計算書類が本件法人の財政状態及び経営状況を適正に表示している」とする適正意見が付されているが、有価証券取引による損失及び

有価証券残高は記載されていない。

イ しかし、本件法人が作成した平成11年度計算書類を見ると、消費収支計算書・消費支出の部及び消費収支内訳表・消費支出の部の資産処分差額欄に約3億円の有価証券評価損が記載されており、また、貸借対照表に10億5,124万余円の有価証券期末残高が記載されていることが認められる。

ウ 関係人調査において、本件法人から次のような説明があった。

(ア) 平成9年7月及び8月に江戸川女子校の元職員が証券会社を通じて外債を購入したが、東南アジアの経済危機の影響で、一部回収できなくなった。

(イ) 平成11年度決算から監査を担当することになった公認会計士の要請に従って、約3億円の含み損について有価証券評価損を計上した。

エ 学校法人が資産を運用するに当たっては、教育研究活動に支障をきたさないよう配慮し、株式など元本保証のないものは、そのリスクを十分考慮して慎重な対応をしなければならないとされているが、有価証券等によって資産運用することを規制する法令等はない(日本公認会計士協会学校法人委員会「有価証券の評価等について」)。

オ 会計基準において、資産の評価は取得価額をもってするが(第25条)、有価証券については、時価が著しく低くなった場合には、回復が可能と認められる場合を除き、時価評価するものとされている(第27条)。

カ 本件法人の計算書類から、平成9年度及び平成10年度には、有価証券評価損を計上しなかったことが認められる。

以上のことから、平成11年度計算書類に記載されている有価証券取引による損失と有価証券残高が平成11年度監査報告書に記載されていないのは、本件法人が公認会計士の要請に基づいて時価が著しく低くなった有価証券の評価損を計上し、公認会計士は、有価証券評価損及び有価証券残高が計算書類に適正に表示されていると判断し、監査報告書作成の慣行上、記載しなかったことによるものであると認められる。

したがって、本件法人が有価証券取引によって多額の損失を被ったことは、学校法人における資産運用として適切であったとはいえないが、有価証券取引は法令等において規制されているものではなく、都に対する報告も適切になされていることから、経常費補助金の減額・取消しができる場合として本件要綱に規定されている「著しく適正を欠く財産の運用がある場合」又は「会計処理の不適正等

業務執行が著しく適正を欠いている場合」に当たるとは認められない。

なお、平成9年度決算及び平成10年度決算において評価損を計上しなかったことは、会計基準に照らして適切であったとはいえないが、取得原価主義が資産評価の原則とされていることから、同様に「著しく適正を欠く」とは認められない。

(2) 株取引が所定の承認・りん議を経ていないことなど内部統制上の問題があることについて

ア 関係人調査において、本件法人から次のような説明があった。

(ア) 江戸川女子校の元職員は、理事長の承認を受けなければならないとする内部規定に反し、独自の判断で有価証券取引を行った。

(イ) 平成12年5月、公認会計士から提出された意見書において、有価証券取引において所定の承認・りん議を経ていないこと、引当特定資産の積極的な積み増しが必要であることなど、内部統制制度を強化する必要性が指摘された。

(ウ) 平成13年5月、同職員を処分し、損害賠償を請求した。

(エ) 平成15年に理事長が交替するなど、人事の刷新を図ってきた。

イ 関係人調査及び関係資料の調査の結果、アの説明に反する事実は認められなかった。

本件法人において株取引を行う際に所定の承認やりん議がなされていなかったことなどの運営上の問題は認められるものの、そのことは法人内部における組織管理上の問題であって、結果的に、職員の処分がなされ、人事の刷新が図られるなど、内部統制に係る問題についても改革が進展していることが認められ、また、平成11年度監査報告書において適正意見が付されていることから、このことをもって本件要綱に規定されている「業務執行が著しく適正を欠いている場合」に当たるとまでは認められない。

(3) 以上のことから、本件法人が有価証券取引によって多額の損失を被ったことは適切であったとはいえないものの、その状況が計算書類に適正に計上されていること等を考慮すれば、請求人の主張する事実は、経常費補助金の減額・取消しができる場合として本件要綱第9 1(6)及び(9)に規定されている「著しく適正を

欠く収入・支出又は財産の運用がある場合」又は「会計処理の不適正等業務執行が著しく適正を欠いている場合」に該当するとは認められない。

4 結 論

本件法人が都に提出した監査報告書に有価証券取引による損失が記載されていないことなどを理由として、本件法人に補助金を返還させるよう求める請求人の主張には理由がない。

資料（東京都職員措置請求書等）

東京都知事、本件財務会計担当者に関する措置請求書

要旨)

東京都は、生活文化局私学課が担当し、私学に補助金(私学助成)をしている。サンデー毎日 8月29日号は、「江戸川学園の217億円の株取引、15億円の損失」との見出しで、江戸川学園に関する事件を報道した。・・・事実証明書 - 1
この事件は、記事中の「学園理事長が答える」に要点が書かれているので抜粋すると、「事の発端は、江戸川女子高校の事務長が、旧あさひ銀行のエレクトロバンキングというコンピューターを使った電子取引機能を使って、15億円程の損害を出した。これが平成13(01)年5月の理事会で問題になりました。

投資の目的は、運用で稼ごうとしたことだった。以前から投資をつづけ、それまではずーと黒字だった。ところが、平成10年(98)年インドネシアの外債を3億円程購入した。翌年度、公認会計士から「これはデフォルトで価値がない」との指導を受け、約3億円の損失を出したのです。

そこで、本人がなんとか取り戻さなければいけないと思ったようでし、現物株に手を出してしまい、平成12(00)年12月の決算には約11億円の含み損を出してしまった。(延べ217億円という投資額は)平成3(91)年以降の資金収支の累計金額がそれくらいになるだろうと思います。……………」

と書かれている。

上記記事の中で注目するのが、

「平成10年(98)年インドネシアの外債を3億円程購入した。翌年度、公認会計士から「これはデフォルトで価値がない」との指導を受け、約3億円の損失を出したのです。」

の部分だ。つまり、平成11年度(平成11年4月1日から平成12年3月31日)の本件補助金申請書類には、株取引、3億円の損失について一言の記載もない。

……………事実証明書 - 3

また、

「そこで、本人がなんとか取り戻さなければいけないと思ったようでし、現物株に手を出してしまい、平成12(00)年12月の決算には約11億円の含み損を出し

てしまった。」

と書かれているように公認会計士が指摘したにも拘らず株取引を続け、損失が拡大した。

(平成 12 年度の申請書には、株取り引きの事が書かれていると想像する)

請求人の手元に匿名で「学校法人江戸川学園に関する監査意見書」(事実証明書 - 2) が送られてきた。(以下「本件監査意見書」という)

『本件監査意見書は

作成年月日・・・「平成 12 年 5 月 18 日」

有価証券

・・・平成 12 年 3 月 31 日現在で、

有価証券残高 10 億 4,409 万円程度(インドネシア際を除く)

・・・平成 12 年 4 月末日で

有価証券残高 21 億 4,997 万円程度

コメント・・・「有価証券の売買についてかなり煩雑に行われており、その投資・売却も多額にわたり、学校法人の管理運営について重要な影響を与えております。また、諸定の承認・稟議を経ておらず、責任問題に発展するものと考えられます。・・・。

貴学園の予算編成をみますと、多額な現預金を保有しており、一方、減価償却累計が 35 億円に対してなんら引当特定資産を有しておらず、また、退職負債約 6 億円(それぞれ 11 年度末で未だ未確定)にたいしても、ほとんど引当特定資産を有しておりません。予算編成による特定資産の留保がないため、資金運用は前記のような乱脈さを黙認する結果になります。他の大学法人では考えられないことであります。

貴学園の内部統制制度は、前記のとおり適正な運営を欠くものであり、その結果、学園に多大な損失をもたらすものであります。・・・。」』

と書かれている。

<東京都に提出された監査報告書と比べると>

本件株売買は、本件監査意見書のとおり、3 億円をインドネシア債に投資し紙切れ同然になり、3 億円の損失を出したにも拘らず、東京都に提出した平成 11 年度の監査報告書には何も記載していない。

以前からの株取引は諸定の承認・稟議を経ていない、

また、平成 11 年度末には有価証券残高 10 億 4,409 万円程度を保有しながら、事実を監査報告書に記載していない。

予算編成に特定資産の留保がないため、本件株取引等の乱脈経営に陥った、ことが書かれている>。

一方、東京都は条例・要項で不正等が行われた時は、補助金取消も含む対応が取れる事としている。

東京都私立学校教育助成条例

6 条・・・(補助金の減額等)

二 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合

9 条・・・(決定の取消)

1. 6 条第 1 項の各号に該当する場合、申請書等に不実を記載した場合・・・全部又は一部を取り消すことが出来る。
2. 既に助成がされている時は、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

私立学校経常費補助金交付要項

9 条 経常費補助金の減額等

- 1 学校法人又は私立学校が次の各事項の一に該当する場合は、その状況に応じ、学校別交付額を 5 割の範囲内で減額して交付することが出来る。
 - (6) 学校法人及び私立学校の運営上著しく適正を欠く収入・支出又は財産の運用がある場合
 - (9) 会計処理の不適正、理事会の決議に違背する等業務執行が著しく欠いている場合
- 2 学校法人又は私立学校が 1 の各事項の一に該当する場合において、その状況が著しく補助金交付目的を有効かつ適正に達成することができないと認められる時は、交付しないことが出来る。

19 条 決定の取消

20 条 補助金の返還等

措置請求理由)

本件株取引及び損失等は、本件条例 9 条 1 項(6)「著しく適正を欠く収入・支出又は財産の運用がある場合」。同(9)「会計処理の不適正、理事会の決議に違背する等業務執行が著しく欠いている場合に該当する。」に該当する。

にも拘らず、東京都は、減額等の措置を取っていない事は怠る事実当たる。

本件は 217 億円という巨額な株取引を行い 15 億円という損失を出した事件である。にもかかわらず、東京都がペナルティーを課さないことは補助金行政をゆがめることになる。

措置請求)

江戸川女子高・同中学校から該当する年度までさかのぼり、補助金の一部を返還させるよう求める。

返還額は、請求者は計算する根拠を持ち合わせていないので相当額とする。

また、違約加算金 10.95%を請求するよう求める。

地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を求める。

9/17 提出の「東京都知事、本件財務会計担当者に関する措置請求書」の補正

以下の通り補正する。

第 1. 期間途過ついて。

1. 請求人は、江戸川学園取手高校の父母会の方々が、石原知事への告発文を提出された後、7 月 21 日、陳情を受けた。
2. 請求人は、事実を把握するため本件に関する情報公開請求した。しかし、ほとんどが非公開であり、理由は、審査基準にあるという。・・・事実証明書-5
3. その後、サンデー毎日 8/29 号の「学園理事長が答える」との記事により、事実を再認識した。
3. サンデー毎日のスクープは 3 週連続した。
4. 江戸川学園が株取引を秘密裏におこない、東京都が非公開にしている現状では、請求人が相当な注意力を持ってしても、本件事実を認識することは困難である。

5. 事実を認識し、担当者への聴取、情報公開等で調査をし、知ってから2カ月の9月17日に監査請求できたのは、相当な期間内に提出したものであり、適法である。

第2. 補助金について。

補助金の支払は直近で江戸川学園女子高校が2億7103万2千円、同女子中学校が1億549万3千円である。

平成11年度の高校の実績報告書を事実証明書-6として提出する。

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

- ア サンデー毎日2004年8月29日号の記事の写し
- イ 平成12年5月18日付けで公認会計士が作成した「本件法人に関する監査意見書」と題する書面の写し
- ウ 平成12年6月12日付けで公認会計士が作成した「監査報告書」と題する書面の写し
- エ 平成12年5月23日付けで本件法人監事が作成した「監査報告書」と題する書面の写し
- オ 私立学校経常費補助金交付要綱の写し
- カ 「東京都公文書開示審査会の答申(第119号)について」と題する書面の写し
- キ 本件法人理事長が作成した「平成11年度私立高等学校経常費補助金に係る実績報告書」と題する書面の写し